

福岡県医発第395号(地)

平成20年5月13日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について

石綿による健康被害については、大きな社会問題となり、各省庁等において様々な取り組みが行われてきているところであります。

厚生労働省においては、被害の拡大防止や労災補償制度による過去の被害者への対応等に取り組み、平成18年2月には認定基準が改正され、迅速・適正な処理に努めているところであります。(別紙1参照)

一方、石綿による疾病は、発症までの期間が長く、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災保険の請求に及んでいない事例があるといわれております。

このような状況から、今般、厚生労働省において石綿による疾病の認定基準の内容、石綿にさらされる危険のある作業等を示した、医師及び医療機関向けリーフレット「石綿ばく露歴チェック表」が作成された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、福岡県労働局より各医療機関に配布されておりますことを申し添えます。

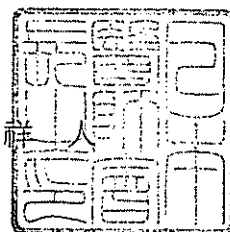
小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

日医発第33号(保6)
平成20年4月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥人



石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について

石綿による健康被害については、大きな社会問題となり、各省庁等において様々な取り組みが行われてきているところであります。

平成18年5月24日付日医発第193号(保38)にてご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省においては、被害の拡大防止や労災補償制度による過去の被害者への対応等に取り組み、平成18年2月には認定基準が改正され、迅速・適正な処理に努めているところであります。

一方、石綿による疾病は、発症までの期間が長く、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災保険の請求に及んでいない事例があるといわれております。

このような状況から、今般、厚生労働省において石綿による疾病の認定基準の内容、石綿にさらされる危険のある作業等を示した、医師及び医療機関向けリーフレット「石綿ばく露歴チェック表」を作成し、現場の医療機関においてご活用いただけるよう、各都道府県労働局より医療機関に配布することとしております。

つきましては、ご参考までに1部リーフレットをご送付申し上げますので、何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について(依頼)
(平20.3.25 基発第03250003号 厚生労働省労働基準局長)
- ・石綿ばく露歴等チェック表
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)



基発第0325003号
平成20年3月25日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知について（依頼）

日ごろから、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、大きな社会問題となっており、厚生労働省では、被害の拡大防止や労災補償等に取り組んでいるところです。

特に石綿による疾病に係る労災補償については、平成18年2月に認定基準を改正し、迅速・適正な処理に努めているところですが、一方で、石綿による疾病については、発症までの期間が長く、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災請求に及んでいない場合があるといわれています。

このような状況にかんがみ、今般、石綿による疾病の認定基準の内容、石綿にさらされる危険のある作業等を示した、医師及び医療機関向けリーフレットを作成したところです。

については、当該リーフレットを、都道府県労働局から医療機関に配布することとしておりますので、貴会におかれても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

中皮腫又は原発性肺がんの疑いのある患者さんをご担当の医師の方へ

石綿ばく露歴等 チェック表

- 中皮腫や原発性肺がんについては、石綿が原因となって発症する場合があります、特に中皮腫については石綿との因果関係が強く指摘されています。

また、両疾病とも石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長い（中皮腫で40年前後、原発性肺がんでは30～40年）という特徴があります。

- 中皮腫、原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労働者(元労働者を含みます。)は労災補償を受けることができます。
- このため、ご担当の医師には、このチェック表をご活用いただき、業務により石綿にさらされたことが認められる場合やその可能性が疑われる場合には、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続等について問い合わせることをご説明いただくようお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

整理番号：

名前：

診察年月日： 年 月 日

記事：

I. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業歴

(在学中のアルバイト、主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合もできる限り聴取してください。)

会社名	会社の所在地 (市町村)	業種	職種	仕事で 取扱った 材料・設備	仕事に従事 した期間 (年月～年月)

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入してください。

Ⅱ. 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務を行う際に石綿にさらされていた可能性があります。

- ☐ 石綿製品の製造工程における作業（ 年 月間）
（例：石綿セメント管、絶縁テープ、自動車のブレーキライニング、石綿紡織製品等の製造）
- ☐ 耐火建築物に係る鉄骨等への石綿、石綿含有岩綿等の吹付け作業（ 年 月間）
- ☐ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業（ 年 月間）
（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管に断熱材を巻いたり、はがしたりする」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け、取り外し」）
- ☐ スレート板等難燃性の建築材料の切断等加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）（ 年 月間）
- ☐ 建築物の補修又は解体作業（ 年 月間）
（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）
- ☐ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業（ 年 月間）
（例：船の修繕、自動車修理）
- ☐ タルク等の取扱いの作業（ 年 月間）
- ☐ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業（ 年 月間）
- ☐ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業（ 年 月間）
- ☐ 上記の作業が行われている場所における作業（ 年 月間）
（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）

医師の意見

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

Ⅲ. 労災補償制度のご案内

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・ 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・ 遺族に対する補償（遺族補償給付）

(2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病があります。

石綿肺	肺がん	中皮腫
良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	

イ このうち、中皮腫・肺がんは次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

① 中皮腫

中皮腫(胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜)であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間がおおむね1年以上ある場合。

② 肺がん

原発性肺がんであって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間がおおむね10年以上ある場合。

石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し、健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

詳細については都道府県労働局にお問い合わせください。

日医発第193号(保38)

平成18年5月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

石綿による疾病に係る認定基準の周知について

昨年度より、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、各省庁においてもさまざまな検討会の設置や研究、調査などが行われ、この問題の対応に取り組んでいるところであります。

厚生労働省では、被害の拡大防止及び労災補償制度による過去の被害への対応等に取り組んでおり、その取組みの1つとして、平成18年2月9日、石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発症した疾病について、労災保険に係る認定基準が改正されたところであります。

これに伴い、今回改正された認定基準について広く周知を図るため、厚生労働省においては、当該基準を解説したリーフレットを作成し、都道府県労働局を通じて労災指定医療機関を対象に5月末日頃を目安に直接配布する予定としておりますので、本件に関しご理解賜わるとともにご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、石綿による疾病は、その特性から労災指定医療機関以外の医療機関を受診するケースが多いことが予想されます。そこで、貴医師会活動等において、当該リーフレットをご活用いただける機会がありましたら、各都道府県労働局にご一報いただければ、まとまった冊数をご用意いたしますので、是非ご活用いただきたく併せてお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 石綿による疾病に係る認定基準の周知について(依頼)
(平18.5.8 基発第0508004号 厚生労働省労働基準局長)
- ・ 石綿による疾病の認定基準[リーフレット]
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)



基発第 0508004 号

平成18年5月8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



石綿による疾病に係る認定基準の周知について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等につきましては、特段の御配慮を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、石綿による健康被害が大きな社会問題となっており、厚生労働省では、被害の拡大防止、労災補償制度による過去の被害への対応等に取り組んでいるところです。特に、石綿による疾病に係る労災補償につきましては、認定基準を定め、その迅速な認定に取り組んでいるところですが、先般、認定基準の見直しを行い、中皮腫については、その確定診断等が行われていれば医学的所見は求めないこととするなどの改正を行ったところです。

このたび、改正された認定基準の周知を図るため当該基準を解説したリーフレットを作成し、医療機関に対し都道府県労働局より配布させていただくこととしています。

つきましては、貴会におかれましても、本認定基準について御理解賜るとともに、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の御配慮をお願いします。

石綿による疾病の認定基準

石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者（「石綿ばく露労働者」といいます。）に発症した疾病について、平成18年2月9日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

主な改正点

①

中皮腫については、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていましたが、中皮腫の確定診断等がなされていれば医学的所見は求めないこととしました。

②

肺がんについては、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることを認定の要件としていましたが、石綿小体又は石綿繊維が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしました。

③

びまん性胸膜肥厚については、新たに業務上と認定するための基準を示しました。

石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5疾病があります。

石綿肺

肺がん

中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

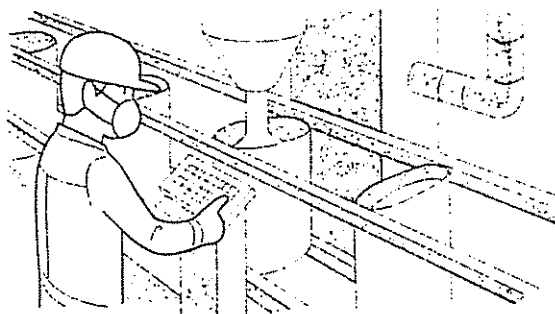
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>

石綿による疾病の労災認定基準の改正について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0209-1.html>

石綿ばく露作業

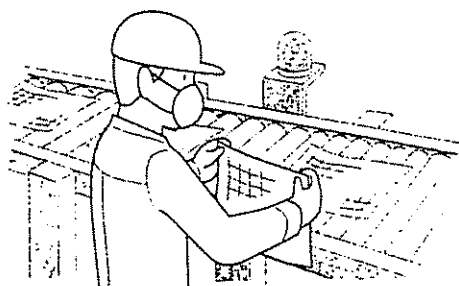
(1) 石綿原料に関連した作業

例. 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め
又は運搬作業等



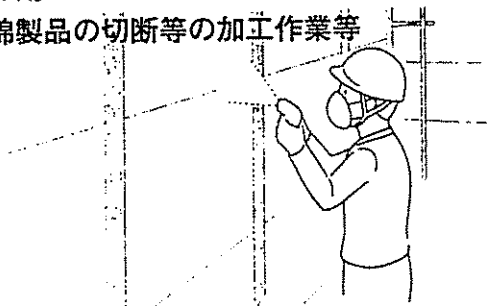
(2) 石綿製品の製造工程における作業

例. 石綿紡織製品、石綿セメント、ブレー
キライニング等の石綿製品製造作業



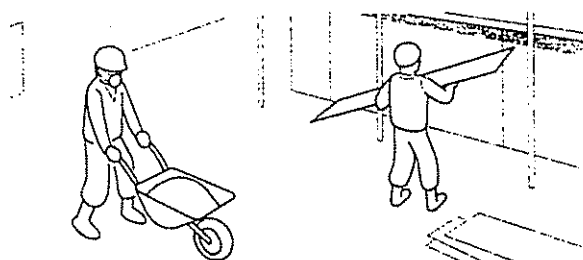
(3) 石綿製品等を取り扱う作業

例. 石綿吹付作業、石綿製品を建材等とし
て用いている建物等の補修・解体作業、石
綿製品の切断等の加工作業等



(4) (1)から(3)の周辺作業

石綿又は石綿製品を直接取り扱う作業の周
辺において、間接的なばく露を受ける作業



※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げていますので、具体的には、厚生労働省ホームページをご覧ください。

石綿による疾病の取り扱い

1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分（管理1～4）の決定がなされた後
に、業務上の疾病か否かが判断されます。

① 石綿肺(注)

(注) 「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

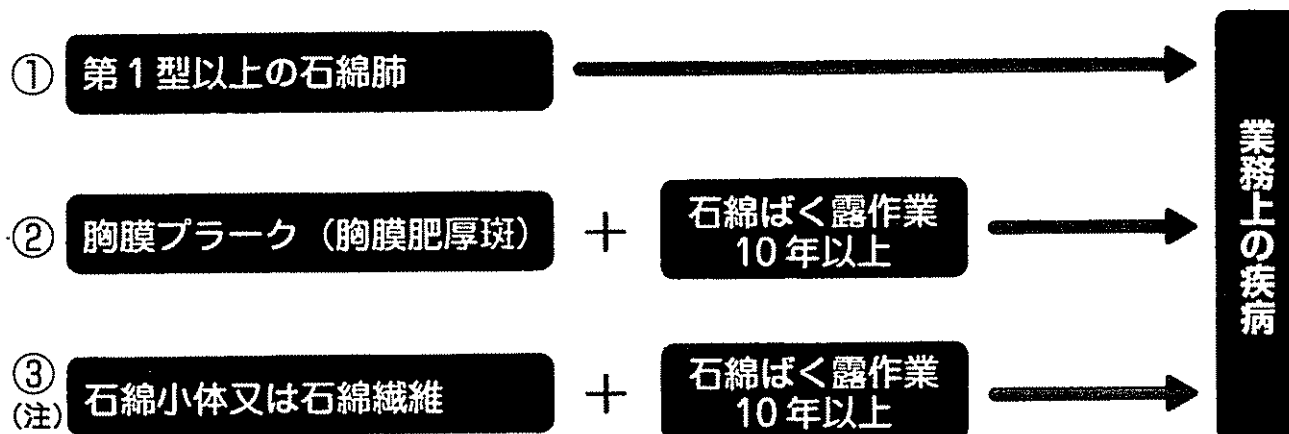
② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症(注)

(注) 「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 続発性気管支炎、
エ. 続発性気管支拡張症、オ. 続発性気胸」をいいます。

業務上の疾病

2) 肺がん

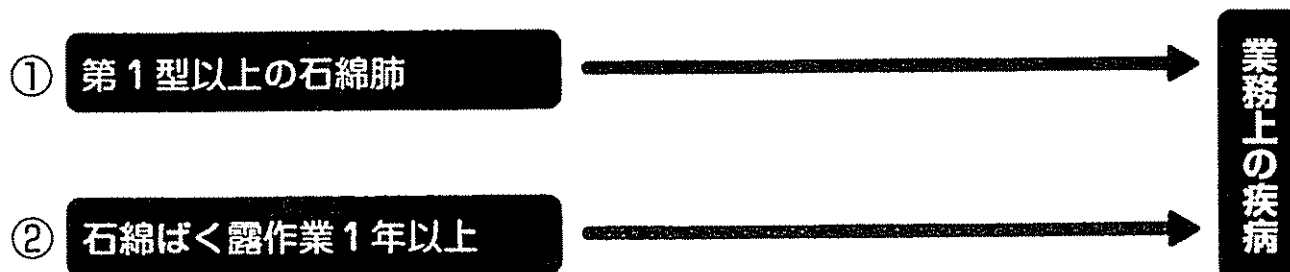
肺がんについては「原発性肺がん」（転移性の肺がんではないという意味です。）であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫（胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜）」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等）で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度（必要な療養の範囲）もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりが一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業への従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

- ① **〈肥厚の厚さ〉**
最も厚いところが5mm以上
〈広がり〉
側胸壁の1/2以上（片側にのみ肥厚がある場合）
側胸壁の1/4以上（両側に肥厚がある場合）
- +
- ② **著しい肺機能障害**
- +
- ③ **石綿ばく露作業3年以上**

業務上の疾病

その他

石綿に関する健康管理手帳について

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（石綿製品の製造工程における作業や石綿の吹付け作業等）に従事して、健康診断等の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、「健康管理手帳」が交付されます。

「健康管理手帳」の交付を受けますと、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回無料で受けることができます。

詳細につきましては、都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課までお問い合わせください。

「石綿による疾病の認定基準」に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。